

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公印規程（昭和34年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後																																																																															
<p>(職務代理の場合の公印の使用)</p> <p>第3条 <u>委員長</u>その他公印を制定された職にある職員に事故等があるため、他の職員がその職務を代理する場合には、職務を代理される者の公印を使用するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第4条 岩手県教育委員会、<u>岩手県教育委員会委員長</u>及び岩手県教育委員会教育長の公印の印影を印刷しようとするときは、<u>教育企画室長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p>						<p>(職務代理の場合の公印の使用)</p> <p>第3条 <u>教育長</u>その他公印を制定された職にある職員に事故等があるため、他の職員がその職務を代理する場合には、職務を代理される者の公印を使用するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第4条 岩手県教育委員会及び岩手県教育委員会教育長の公印の印影を印刷しようとするときは、<u>教育企画室長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">公 印</th> <th rowspan="2">管守 機 関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>ひな形</th> <th>印 材</th> <th>大 小 （ミ リメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会 印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>委員長</u> 印</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 委 員 長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 員 員 教 岩 会 育 手 長 委 委 県 </div> </td> <td>つ げ</td> <td>方27</td> <td>教 育 企 画 室 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長 印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>						公 印				管守 機 関	備 考	種 類	ひな形	印 材	大 小 （ミ リメートル）	委員会 印	[略]					<u>委員長</u> 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 委 員 長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 員 員 教 岩 会 育 手 長 委 委 県 </div>	つ げ	方27	教 育 企 画 室 長		教育長 印	[略]					[略]						[略]						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">公 印</th> <th rowspan="2">管守 機 関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>ひな形</th> <th>印 材</th> <th>大 小 （ミ リメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会 印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長 印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>						公 印				管守 機 関	備 考	種 類	ひな形	印 材	大 小 （ミ リメートル）	委員会 印	[略]					教育長 印	[略]					[略]						[略]					
公 印				管守 機 関	備 考																																																																																
種 類	ひな形	印 材	大 小 （ミ リメートル）																																																																																		
委員会 印	[略]																																																																																				
<u>委員長</u> 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 委 員 長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 員 員 教 岩 会 育 手 長 委 委 県 </div>	つ げ	方27	教 育 企 画 室 長																																																																																	
教育長 印	[略]																																																																																				
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
公 印				管守 機 関	備 考																																																																																
種 類	ひな形	印 材	大 小 （ミ リメートル）																																																																																		
委員会 印	[略]																																																																																				
教育長 印	[略]																																																																																				
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																																					

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この訓令による改正後の岩手県教育委員会公印規程第3条、第4条及び別表の規定は適用せず、この訓令による改正前の岩手県教育委員会公印規程第3条、第4条及び別表の規定は、なおその効力を有する。